

第88回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成30年10月12日（金）13:55～16:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

勝浦 正樹（名城大学経済学部経済学科 教授）

黒澤 昌子（政策研究大学院大学 教授）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室：中村世帯統計官

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 概 要

○ 9月28日開催の第126回統計委員会において諮問された国民生活基礎調査の変更について、統計委員会における委員からの意見について共有した後、前回答申（「諮問第82号の答申 国民生活基礎調査の変更について」（平成28年1月21日付け府統委第19号））における今後の課題への対応状況について、審査メモに沿って審議が行われた。

○ その結果、「本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証」及び「本調査結果及び国勢調査結果の分布に係るかい離の縮小に向けた検討」については、調査実施者において、委員等からの指摘を踏まえて検証結果や対応等を再整理した上で、次回部会において引き続き審議することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証

・ 比較・検証結果を踏まえて、その原因を検討し、どのように改善を図るのが重要である。国民生活基礎調査も調査区内の全数調査であるにもかかわらず、国勢調査の捕捉率と大きなかい離が生じているということは、現行の調査員調査の方法等に、何らかの相違があるはずであり、その要因や影響を明らかにしないと解決策には繋がらない。

→ 本調査独自に調査員の確保や研修を実施することは、予算等の制約から困難である

ため、調査員の4人に3人は、登録調査員研修等を受講した登録調査員を活用している。また、調査員は調査区内の全世帯を訪問し、調査票の配布・回収を行っているが、拒否された場合や、面会できない場合は捕捉が困難となる。

- ・ 大都市の若年層の捕捉率が低いという実態の背景事情として、調査員が何回訪問し、捕捉できなかったのかを示すデータはあるのか。
 - 若年層に特化して何回訪問したかというデータは把握していないが、調査員は、調査票の回収期間である2週間に可能な限り回収に努めており、試験調査のデータからみると、最大で18回訪問したという調査員もいるが、平均すれば4回程度となっている。また、今回の試験調査において、回収期限まで会えず、ポスティング・郵送回収に切り替えた世帯への訪問回数は、平均7回、最多で16回となっている。
 - そのような結果・現状を踏まえて、どのような改善方を講じるかが重要である。例えば、若年層の回収率が低いのであれば、若年層が答えやすいような質問の仕方や、オンライン調査の導入等、様々な対応策が考えられるが、そのような視点での検討は実施したのか。
 - 喫緊の方策としては、面会できない世帯を対象として、ポスティング・郵送回収を導入する計画である。オンライン調査の導入については、現行の2調査系統（保健所又は福祉事務所経由）で実施時期も2回であることや調査票の構成等を踏まえつつ、どのように報告者や調査員の負担軽減や、調査の効率化を図るかという点も含めて検討する必要があるため、直ちに導入することは困難なことから、引き続きの検討課題と考えている。
- ・ 登録調査員以外から調査員に任命されている方の属性はどのようになっているのか。また、回収率や世帯への訪問回数などにおいて、登録調査員とそれ以外の方に差異は見られるのか。
 - 平成26年調査に従事した調査員に対するアンケート結果では、登録調査員が4分の3、調査員に任命された方の職業は勤め人や専業主婦が3分の1ずつ、年齢構成は50歳代から70歳代が多いなどの属性は把握している。また、調査員の質の面では、経験のある方が、おそらく回収率は良いと思われるが、実際に対象となった調査地区がオートロックマンションか、一戸建てかによって回収率に差異があるので、そこまでは集計はできていない。

（2）本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討

- ・ 今回の検証結果において、世帯主の年齢階級別にみた本調査結果と国勢調査結果における世帯の構成割合の差は、どのようになっているのか。
 - 今回の推計結果の検証では、世帯構造別にみた世帯の構成割合は試算しているが、世帯主の年齢階級別の構成割合は試算していない。
- ・ 過去に検証し、採用は困難という結論を得た推計方法について、基礎データを最新の

結果に変えて再推計したことをもって、答申の課題とされた推計方法の妥当性の検証に対応したとすることは疑問である。

- ・ 本調査の精度向上が求められている中、それぞれの推計方法のメリット・デメリットを踏まえつつ、どの推計方法を採用することが妥当かまで踏み込んで検討しなければ、精度の改善は見込めない。
- ・ 現在採用している推計結果が正しいという前提に立った説明となっているが、今回提示された検証結果だけでは、検証対象とした推計方法よりも、現在採用している推計方法が妥当と結論付けるだけの根拠が理解できない。
- ・ 検証対象とした各種の推計方法について、現在採用している推計方法と比べ、どのような根拠から不相当との判断に至ったのか、改めて明確に説明してほしい。
- ・ 国勢調査の結果を活用して県・指定都市ごとに、世帯構造別・世帯主の年齢階級別に層化して設定した拡大乗数を基に推計する方法において、母子世帯について国勢調査結果との乖離が生じる理由は何か。
 - 母子世帯は、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」に区分される世帯構造に含まれる世帯タイプの1つであり、拡大乗数は世帯構造別に設定し、母子世帯にも適用される。母子世帯には、現行方式より大きな拡大乗数が適用されるので、過大な推計となる。
 - どのような推計方法によっても、全ての層に一律に合致する拡大乗数を設定することは困難ではないか。
 - 母子世帯の数値が重要なのであれば、世帯類型別に層化して拡大乗数を設定すれば良いのではないか。
- ・ 世帯構造別の層と拡大乗数の考え方が理解できないため、簡潔かつ明確な資料を作成し、再度説明してほしい。
- ・ 本調査では施設に入所している者は調査対象外としているが、比較に用いた国勢調査結果においても、施設に入所している者を除いたものとなっているのか。
 - 施設に入所している者を含めた結果である。
 - 本調査の補正推計結果と国勢調査結果の分布を比較・検証するのであれば、比較対象とする国勢調査結果についても、本調査と同様に施設に入所している者を除外した上で比較・検証することが必要である。
- ・ 所得との相関関係が大きい有業率についても、国勢調査結果との乖離の状況について比較・検証すべきではないか。

6 次回予定

次回部会は、平成30年11月8日（木）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の審議結果については、10月25日（木）に開催予定の第127回統計委員会において、白波瀬部会長から報告することとされた。

（以 上）